

東村山市エネルギービジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 業務概要

- (1) 件名 東村山市エネルギービジョン策定支援業務委託
- (2) 目的 本市は、2050年までに東村山市における二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを見据え、再生可能エネルギーを最大限に有効活用し地球温暖化防止に関する施策を総合的に推進するため、令和4年度中に、東村山市エネルギービジョンを策定する予定である。
本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）」を活用し、上記計画の策定に向け、市の現状や課題を整理するとともに、再生可能エネルギーの導入目標や取り組むべき施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「東村山市エネルギービジョン策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり。詳細は、プロポーザルにより特定した受託候補者と東村山市との協議により調整し、決定することとする。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日～令和4年1月31日（予定）

第2 業務に要する費用

令和3年度 予定上限額 4,899,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定上限額）を超過した場合は失格とする。

第3 実施形式

公募型プロポーザル方式

第4 参加資格

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 平成29年4月1日以降に、地方公共団体の発注にかかる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」又は本業務関連計画（再生可能エネルギー関連計画）の策定

を元請として完了した業務実績を持ち、かつ、同業務実績を持つ者を技術者に用いて本業務を遂行させることが出来ること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 営業種目「都市計画・交通関係調査業務」又は「市場・補償鑑定関係調査業務」について、東村山市での競争入札参加資格を有していること。
- (4) 東村山市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にならないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。

第 5 応募方法

(1) プロポーザルの募集方法

令和 3 年 9 月 29 日（水）から、市ホームページにより実施要領を公表する。

(2) 申込方法

- ① 提出期限：令和 3 年 10 月 15 日（金） 正午まで（必着）

（直接持参する場合は、土・日曜日、祝日を除く。）

- ② 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- ③ 提出方法：郵送又は時間調整の上「第 13 担当部署」に持参すること。

なお、郵送で提出する場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- ④ 提出書類：別紙「東村山市エネルギービジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」のとおり書類を作成し提出すること。

第 6 質疑応答

このプロポーザルに対する質問方法及び回答については、次のとおりとする。なお、

質疑応答した内容は、本実施要領の追補とみなす。

(1) 提出期限

令和3年10月7日(木)正午まで(必着)

(2) 質問方法

電子メールにより、「第13 担当部署」へ送信すること。電子メールの表題は、「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、本文に事業者名、担当者氏名、担当者連絡先(電話番号)を記載すること。

また、到着確認のため、電子メール送信後に「第13 担当部署」に電話連絡すること。電子メールの通信事故については、東村山市はいかなる責任も負わないこととする。

なお、提出期限後に提出された質問や、指定した方法以外で提出された質問に対しては、回答しない。

(3) 回答期限

令和3年10月11日(月)までに回答する。

(4) 回答方法

市ホームページに掲載し、回答とする。

第7 審査方法及び審査基準

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 参加資格の審査

参加申込書等により、参加資格の有無について審査する。

(2) 第1次審査(書類審査)

企画提案書等による第1次審査(書類審査)を、令和3年10月22日(金)に実施する。(プロポーザル審査委員会による内部審査のため、プロポーザル提案者は参加しない。)

審査項目に基づき審査し、高い得点を得た順に、上位3事業者までを次の第2次審査の対象とする。ただし、プロポーザルの提案者が3事業者以下であった場合は、第1次審査を省略できるものとする。

① 第1次審査結果の通知

令和3年10月25日(月)に電子メール及び郵送により通知する。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

プレゼンテーションによる審査を実施し、審査項目に基づき再評価し、最高得点を挙げた事業者を受託候補者とする。ただし、複数の事業者が同得点の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

① 第2次審査実施日

令和3年11月4日（木）予定

実施時間及び場所については、後日、個別連絡する。

② プレゼンテーションの内容

企画提案書等の内容について個々に提案を行うこと。

1事業者あたり準備5分・提案説明15分・質疑応答15分を予定とする。

③ プレゼンテーションの注意

- ・説明者の会場への入室については、説明者を含む3名以内とする。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、プロポーザル募集の提出書類に記載した、委託契約を請け負った場合の管理技術者又は担当技術者が行うこと。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションにて口頭で提案したこと及び質疑応答については契約内容に含むものとする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは東村山市が用意する（プロジェクター品番 EPSON「EB-1795F」）。パソコン、接続ケーブル等は参加者において用意すること。

④ 第2次審査結果の通知

令和3年11月9日（火）までに電子メールにより通知する。審査結果の内容に関する問い合わせは、審査結果を通知した日から3日以内とする。

(4) 審査項目

項目は、別紙「審査基準」のとおりとする。

第8 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。審査により選定された受託候補者が契約に至らなかった場合、次に得点が高かった者を受託候補者とする。

なお、特定された者は、改めて見積書を提出するものとする。

第9 日程

公示	令和3年9月29日
質問受付締切	令和3年10月7日正午まで
質問回答	令和3年10月11日
受付申込及び企画提案書等受付締切	令和3年10月15日正午まで
第1次審査結果通知	令和3年10月25日
第2次審査実施日	令和3年11月4日（予定）
第2次審査結果通知	令和3年11月9日（予定）
契約締結	令和3年11月中旬（予定）
業務開始	契約締結次第

第10 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに「第13 担当部署」に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した辞退届（任意書式）を事務局に持参し、又は郵送すること。なお、参加辞退届は東村山市長宛とすること。

第11 情報公開

提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

※ 著作権法第42条の2(行政機関情報公開法等による開示のための利用)により、市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作物の利用が認められている。

※ 未公表の著作物（市と契約締結した事業者の企画提案書は除く）について著作者から公開に同意しない旨の申出があった時は、情報公開請求があっても原則

非公開となる。

第12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。
 - ① 提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に示された要件に適合しないもの
 - ② 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
 - ③ 理由もなく、説明会及びプレゼンテーションに出席しなかったもの
 - ④ 参考見積書の金額が、上限額を超過したもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルは受託候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (7) 新型コロナウイルス感染性の影響により、プレゼンテーション審査の時期、実施方法等を変更または選定を中止する場合がある。その場合は、参加者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。
- (8) 本プロポーザルは、環境省令和3年度当初予算の間接補助事業「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」の採択を前提に行う準備行為であり、本業務委託に係る事業採択がなされなかった場合には、受託候補者との契約を行わない場合がある。この場合、本プロポーザルに要した、書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、全て提出者の負担とする。

第13 担当部署

東村山市環境資源循環部環境保全課 担当 渡邊

東京都東村山市秋津町4-17-1

電話 042-393-5111(代表) 内線: 2652・2653 FAX 042-391-5847

メール kankyohozen@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp